

## 障害者職場定着フォロー委員会 設置要綱

### 1. (目的)

本市で雇用する障害者の職場定着の推進を目的として、職場環境づくりと職域開発などを協議するため、障害者職場定着フォロー委員会（以下「フォロー委員会」という。）を設置する。

### 2. (構成)

フォロー委員会の委員は、総務部長、総務部行政総務課長、総務部人事課長、市民協働部くらし支援課長、福祉部障害福祉課長、健康医療部医療支援課長、市立豊中病院事務局病院総務課長、教育委員会事務局教育総務課長、及び市職員のうちから市長が指名した者をもって構成する。

### 3. (協議事項)

フォロー委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 全庁的な職場環境づくりに関すること。
- (2) 受入職場に対する支援に関すること。
- (3) 障害者である職員に対する支援に関すること。
- (4) 職域開発に関すること。
- (5) その他障害者の就労に関すること。

### 4. (運営)

- (1) フォロー委員会の座長は、総務部長とする。
- (2) フォロー委員会は、座長が招集する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
- (4) フォロー委員会のもとに、専門的な調査研究を行わせるため、プロジェクトチームを置くことができる。
- (5) フォロー委員会のもとに、本市で雇用する障害者の就労支援を補助する目的として、障害者就労支援アドバイスチームを置くことができる。
- (6) 会議の庶務は、総務部行政総務課において行う。

### 5. (附則)

この要綱は、平成10年（1998年）1月1日から実施する。

（附則）

この要綱は、平成11年（1999年）4月12日から実施する。

（附則）

この要綱は、平成12年（2000年）4月1日から実施する。

(附則) この要綱は、平成12年(2000年)10月1日から実施する。(附則)

この要綱は、平成13年(2001年)1月30日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成14年(2002年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成14年(2002年)6月12日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成15年(2003年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成17年(2005年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成18年(2006年)5月22日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成20年(2008年)10月20日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成26年(2014年)5月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。